

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	国民年金管理システム(国民年金の適用に関する事務)	
行政機関等の名称	朝霞市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども・健康部保険年金課国民年金係	
個人情報ファイルの利用目的	国民年金の適用を行うために利用する	
記録項目	1氏名、2住所、3年齢、4性別、5生年月日、6電話番号、7本籍、8国籍、9続柄、10マイナンバー、11世帯主、12基礎年金番号、13年金コード、14死亡年月日、15在留資格、16通称名、17在留期間、18外国人登録番号、19在留カード番号、20特別永住者証明書番号、21併記名、22職業、23職歴、24学歴、25団体加入の有無、26勤務先、27通学先、28婚姻歴、29年金資格履歴、30扶養の認定日、31家庭状況、32収入、33課税状況、34納税状況、35公的扶助の受給の有無、36保険料納付状況	
記録範囲	満20歳以上の市内在住者及び世帯主（1～36）	
記録情報の収集方法	本人からの提出により収集（1～36） 国民年金法108条により収集（1～9、11～36） 地方自治体（1、12、29、36） 日本年金機構（1～9、11～16、22～36） 勤務先（1、12、23、30） 健康保険組合（1、12、23、30） 朝霞市長寿はつらつ課（1～4、6） 朝霞市課税課（1、2、3、9、32、33） 朝霞市収納課（1、2、3、4、9、33）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	日本年金機構（1～9、11～36）、地方自治体（1、2、5、12、29、36）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）市長公室市政情報課市政情報係 （所在地）朝霞市本町1-1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル □有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	

備考

法定事務・市独自事務  
※どちらかに○をしてください。